

「-10.5m」まで浚渫する工事を実施。東日本大震災時に女川原発が辛うじて津波を被らず、苛酷事故を回避しえたのは、この工事があったから

：東京電力に対しては、チリ津波級で、福島第一、第二原発ともに機器冷却系の海水ポンプが津波を被るなど、運用不能となる事実が半明したことを受け、2005年以来、東京電力と粘り強く交渉。これは将来予測の話ではなく、現実にあったチリ津波への対処の問題で、指摘直後に対策を講ずるべき問題。東京電力は、この指摘を一貫して無視し、苛酷事故を招く。「想定外の津波高さ」どころか、現実の津波対策さえ講じなかった東京電力の責任は重大

○福島第一原発事故はこの六重の危険が一挙に顕在化

○「原発の危険に反対する」運動論は「原発・核燃からの撤退」「原発ゼロ」運動でも有効

## 2)、「げんぱつ」読者が住民運動を支える

○この間の「げんぱつ」読者の増減——首都圏の読者の拡大が目立つ

\*「げんぱつ」読者の拡大—197人

：北海道6、青森1、岩手1、福島4、栃木9、群馬8、千葉8、埼玉60、東京34、神奈川32、長野8、新潟3、岐阜4、大阪12、奈良1、兵庫3、広島1、鹿児島3

\*「げんぱつ」読者の減数—90人

：北海道2、青森4、岩手2、宮城4、福島16、茨城5、栃木1、千葉5、埼玉4、東京19、神奈川4、静岡1、山梨1、長野1、新潟1、福井1、三重1、滋賀3、大阪4、兵庫4、岡山1、広島1、山口1、愛媛2、佐賀1

\*「げんぱつ」読者拡大は早川篤雄代表委員の大奮闘

○目標を掲げた読者拡大を

## 3)、チェルノブイリ原発事故から30年「ベラルーシ・ウクライナの旅」報告書

○「ベラルーシ・ウクライナの旅」(2016年9月28日～10月6日)の報告書『フクシマ惨事を繰り返さないために』の刊行(本の泉社、2017年7月28日初版)

\* 頒価1,000円

\* 800部

\* 独立採算制

○積極的に普及を

## 4)、財政報告について

○全国代表委員会(11月18日)はこの間の財政運営について、正確かつ健全に行われていることを確認したことを報告

\* 全国代表委員会は事務局からの決算報告書を受け、審議

\* 全国代表委員会は安部宣三会計監査委員の会計監査報告を受ける

## 5)、スタッフの若返りは喫緊の課題

(以上)

# 申し入れ

東京電力・小早川智明社長 殿

2017. 11. 20.  
原発問題住民運動全国連絡センター  
筆頭代表委員 伊東達也  
東京都千代田区三崎町2-11-13  
電話 03-5215-0577

福島第一原発事故から6年8ヵ月を経過し、福島は「転換期」を迎えています。福島の「避難指示区域」等があった12市町村のうち2017年4月1日までに10市町村で「帰還宣言」(「帰還困難区域」を除いて)が出されましたが、現在も10万人を超える人々が故郷に戻れないでいます。事故直前、12市町村の避難区域に住んでいた住民登録総数は147,475人で99,743人が戻れないでいます。67.6%のものがぼついています。さらに、国がいう「自主避難者」は2017年3月で支援を打ち切りられるまで2万人を超えていましたが、その帰還者数は公表されておらず、実際には、これらの人々を合わせれば、11万人以上の人々が故郷に戻れないでいます。空前絶後の惨事が続いています。

その背景には、国と東京電力が原発事故の加害責任を認めず、被災者・被災地対策、事故収束対策に真摯に取り組んでいないことが指摘されます。

国と東電は、このような問題の深刻さに正面から向き合うことを回避して、あろうことか「福島切り捨て」に舵を切っています。

それは、福島大惨事を顧みもせず、一方的に避難指示解除と「帰還宣言」することと合わせて、賠償等を打ち切ったことに端的に示されています。

また、原子力規制委員会は、新規基準の適合性審査とは別に、原発事故を起こした東電の原子力事業者の「適格性」を問いつつ、その審議経過にも反して一転「適格性」を認めたことに示されています。

さらに、東電が柏崎刈羽原発の再稼働に軸足を移したことに示されています。

私たちは、この「転換」を断じて許すわけにはいきません。

私たちは、国と東電が福島第一原発事故に対する加害責任を率直に認め、根本的反省を行い、被災者・被災地対策、事故収束対策などに真摯に取り組むことを改めて要請します。

## 記

## I、被災者・被災地に対する抜本対策について

- ①、被災地・福島を見る視点として、「故郷に帰った人々」「故郷に帰れない人々」「福島に住み続けている人々」という枠組みで全体を見たうえで、被災者・被災地に対する抜本対策が必要と考えます。  
私たちは、それぞれの人々の実態の掌握・調査を要求めます。  
私たちは、それぞれの人々の要求を聞き、意向に沿った支援策を要求します。  
私たちは、事故時18歳未満の人々が健康診断を望む場合、生涯いつでもどこでも無料で対処できる仕組みを作ることを要求します。
- ②、国と東電は原子力災害の被害がつづく限り、当然、賠償責任があることは自明のことです。  
また、損害賠償の集団訴訟で、国が決めた「中間指針」を超える判決(3月—前橋地裁, 9月—千葉地裁, 10月—福島地裁)が続いています。被害実態に対し、きわめて低額です。  
私たちは、被害が続く限り、賠償される仕組み作りを要求します。  
私たちは、「中間指針」を見直し、賠償の新たな枠組みを作ることを要求します。
- ③、原発事故は福島の浜通り地方に、余りにも急速で極端な人口減少をもたらしました。町民が納める税金では町を維持できません。広域的合併がいわれれますが、現在、帰還者の多くは高齢者が圧倒的で、行政の支援を必要とする人たちです。広域的合併は広域的な荒廃をもたらす危険性があります。  
私たちは、存続の危機にある自治体への特別な支援策を要求します。
- ④、福島原発全10基廃炉と安全な廃炉作業は、福島県民の安全・安心な暮らしの大前提です。福島大学の調査(2017年9月6日)でも、「不安なこと、つらいこと」では「原発の廃炉までに事故が起きないか」71.4%を占めています。これは故郷へ「帰りたい人々」が帰れない理由の大きな部分を占めています。  
私たちは、福島原発全10基廃炉を要求します。  
私たちは、廃炉作業が着実に進むためには、現場労働者の身分保障や被曝低減策が必要と考えます。現在の何重もの下請け方式を改め、国や東電が直接責任を持つ雇用方式に改めることを要求します。  
私たちは、労働者の健康管理について、退職後も含めて身近な医療機関で受信できるよう「原発事故被曝管理手帳」の交付などの仕組みを作ることを要求します。

## II、「福島切り捨て」について

- ①、私たちは、国の「避難指示区域」等の解除と合わせて、被害が継続しているのに賠償等を打ち切ったことはありえないことと考えます。断固抗議します。
- ②、私たちは、原子力規制委員会が東電の原子力事業者として「適格性」について、審議経過に反して一転認めたことに、強く抗議します。
- ③、私たちは、福島第一原発事故を起こした東電が柏崎刈羽原発の再稼働に軸足を移しています。これは東電の「福島切り捨て」の最たる現れです。断じて許されません。

## III、東電の柏崎刈羽原発の再稼働の「適格性」について

- ①、東電は福島原発事故を起こした原子力事業者です。しかも、被災者・被災地対策に真摯な取り組みが見られないなかで、東電が柏崎刈羽原発の再稼働に軸足を移すことなどはありえないことです。  
私たちは東電が柏崎刈羽原発の再稼働の「適格性」をまったく持っていないと考えます。東電はこの考えについて、どう答えますか？
- ②、原住地は2005年以降、福島原発(第一、第二)はチリ津波(1960年)級の津波でも機器冷却系の海水ポンプが津波を被るか、引き潮時は海水取水が不能となるかして、機器冷却機能を喪失し、苛酷事故発生の危険性があることを指摘して、東電に繰り返し抜本対策を要求してきました。  
東電は、その後、「将来予測の津波15.7m」について認識する一方、福島原発建設以前の津波に対する備えもないことを認識しながら、なんらの対策をとらず、今回事故を招きました。「100年の大災」です。  
私たちは、東電がこの検証さえ行っていない状況を前にして、事業者の「適格性」がないと指摘することに異存はないと考えますが、東電はどうですか？  
東電が「炉心溶融＝メルトダウン」について、その定義、判断基準が災害対策マニュアルに明記されており、それにもとづいて判断していれば事故時の3月14日早朝にメルトダウンと判断されたことが、5年後の2016年2月になって明らかにされました。東電は6月に「反省と誓い」を公表しますが、その中では判断基準があり、炉心溶融に至っていると認識しながら、だれからもその存在や認識が発信されなかったことを認めています。しかし、なぜ、そうなったのかという根本問題に踏み込んだ言及はありません。新潟県の技術委員会で、これらの経過が明らかになりましたが、東電の真摯な対応は見られません。  
私たちは、これの一つとっても「適格性」はないと考えますが、東電はどうですか？
- ③、米山隆一新潟県知事は、原発事故の原因究明、事故の健康・生活への影響、避難計画の三つの検証委員会をスタートさせ、三つの検証を強調しています。  
私たちは、三つの検証は常識的なものと考えますが、東電はどうですか？
- ④、私たちは、東電は柏崎刈羽原発の再稼働の「適格性」がないばかりでなく、語る資格さえないと考えます。

## IV、事故対応費、廃炉費用の国民負担について

国は昨年、事故対応費21.9兆円のうち15.9兆円を東電の負担や国がもつ東電株の売却益で賄う枠組みをまとめました。原賠・廃炉機構の事故対応費の枠組みは、基本は東電の請求にもとづいて国が同機構を通じて東電に交付し、東電が被害者に支払うとされます。国からの交付額は東電と他の原子力業者が一般負担金として、東電は特別負担金としても返済しています。

- ①、この負担金の中身ですが、同機構は事故対応費は本来、事前に措置すべきものであったが、それを怠っていたから事後分として電気料金で「後取り」とするという前代未聞のものです。  
事業者が「怠っていた」のではなく、国が原子力損害賠償法成立時、原子力災害の被害額の試算を行い、それが当時の国家予算相当額であることを承知しながら、国会審議でもその事実を隠して、措置額を「1事業者当たり50億円(現在1.200億円)」と意図的に低額とした歴史的「詐欺行為」が背景にあり、この社会的責任が改めて問われるものです。  
東電は、この経過を認めますか？
- ②、事故対応費は電気料金として国民負担。また「国が前面に出る」とした事故対策費は税金から支払われます。つまり、事故対応費はすべて国民負担とされています。東電はこれを認めますか？
- ③、廃炉費用についても事情は基本的に同じです。東電はこれを認めますか？
- ④、原発開発は「国策民営」という国と電力の責任のなすり合う無責任体制で推進されましたが、この事故対応費、廃炉費の構造にも悪しき無責任体制が貫通しています。東電はこれを認めますか？

(以上)

## 申し入れ

更田豊志・原子力規制委員会委員長 殿

—以下、「申し入れ人名」や「前文」は省略—

### 記

#### I、被災者・被災地に対する抜本対策について

- ①、私たちは、国や東電に対して、被災地・福島を見る視点として、「故郷に帰った人々」「故郷に帰れない人々」「福島に住み続けている人々」という枠組みで全体を見たいと、改めて被災者・被災地に対する抜本対策を要求しています。  
規制委の普段の行政において、これを念頭において対応することを要求します。
- ②、原子力災害の被害がつづく限り、国と東電には、当然、賠償責任があることは自明のことです。  
また、損害賠償の集団訴訟で、被害実態に対してきわめて低額ですが、国が決めた「中間指針」を超える半判決(3月—前橋地裁、9月—千葉地裁、10月—福島地裁)が続いています。私たちは、被害が続く限り、賠償される仕組み作りを要求しています。  
規制委の活動においても、この視点からの対応を要求します。  
一連の集団訴訟で規制委関係者が「安全宣伝」役として登場するケースがありますが、自粛すべきです。
- ③、原発事故は福島の浜通り地方に、余りにも急速で極端な人口減少をもたらしました。町民が納める税金では町を維持できません。広域的合併がいわれませんが、現在、帰還者の多くは高齢者が圧倒的で、行政の支援を必要とする人たちです。広域的合併は広域的な荒廃をもたらす危険性があります。私たちは、存続の危機にある自治体への特別な支援策を要求しています。  
規制委の活動においても、この視点からの対応を要求します。
- ④、事故にかかわる放射性廃棄物の見直しある対策、住民不安を払拭する事故収束対策に対する抜本対策が必要です。  
規制委の住民不安の解消を大前提とする取り組みを要求します。
- ⑤、福島原発全10基廃炉と安全な廃炉作業は、福島県民の安全・安心な暮らしの大前提です。福島大学の調査(2017年9月6日)でも、「不安なこと、つらいこと」では「原発の廃炉までに事故が起きないか」71.4%を占めています。これは故郷へ「帰りたい人々」が帰れない理由の大きな部分を占めています。私たちは、福島原発全10基廃炉と廃炉作業の着実な前進の前提として、現場労働者の被曝低減策、身分保障や医療保障等を要求しています。  
私たちは、この点で、規制委としての格段の役割を果たすよう要求します。

#### II、「福島切り捨て」について

- ①、私たちは、国の「避難指示区域」等の解除と合わせて、被害が継続しているのに賠償等を打ち切ったことはありえないことと考えます。断固抗議します。
- ②、私たちは、規制委が東電の原子力事業者として「適格性」について、審議経過に反して一転認めたことに、強く抗議します。
- ③、私たちは、福島第一原発事故を起こした東電が、柏崎刈羽原発の再稼働に軸足を移しています。これは東電の「福島切り捨て」の最たる現れです。断じて許されません。

#### III、東電の柏崎刈羽原発の再稼働の「適格性」について

- ①、東電は福島原発事故を起こした原子力事業者です。しかも、被災者・被災地対策に真摯な取り組みが見られないなかで、東電が柏崎刈羽原発の再稼働に軸足を移すことなどはありえないことです。  
私たちは東電が原子力事業者の「適格性」はないと考えますが、規制委が「適格性」を認めたことは社会通念上もあり得ないことです。  
規制委は、この批判にどう答えますか？
- ②、原住車は2005年以降、福島原発(第一、第二)はチリ津波(1960年)級の津波でも機器冷却系の海水ポンプが津波を被るか、引き潮時は海水取水が不能となるかして、冷却機能を喪失し、苛酷事故発生の危険性があることを指摘して、東電に繰り返し抜本対策を要求してきました。東電は、その後、「将来予測の津波15.7m」について認識する一方、福島原発建設以前の津波に対する備えもないことを認識しながら、なんらの対策をとらず、今回事故を招きました。「100年の人災」です。

規制委は、福島原発の安全上の最たるこの問題の経緯について、認識していますか？

また、東電が「炉心溶融＝メルトダウン」について、その定義、判断基準が災害対策マニュアルに明記されており、それにもとづいて判断していれば事故時の3月14日早朝にメルトダウンと判断されたことが、5年後の2016年2月になって明らかになりました。東電は6月に「反省と誓い」を公表しますが、その中では判断基準があり、炉心溶融に至っていると認識しながら、だれからもその存在や認識が発信されなかったことを認めています。しかし、なぜ、そうなったのかという根本問題に踏み込んだ言及はありません。新潟県の技術委員会で、これらの経過が明らかになりましたが、東電の真摯な対応は見られません。

規制委は、これ一つとっても東電に「適格性」があるというのですか？

- ③、規制委設置法成立時、原子炉等規制法に原発の「原研40年運転」「特例60年運転」が書き込まれました。私たちは、規制委設置が、事故のドサクサに紛れて、原発の再稼働へ法的に道を開くものと批判してきました。私たちは、規制委が、国際原子力機関の規制機関の国際基準から大きく逸脱していることを指摘してきました。私たちは、規制委について、「推進」と「規制」の相反任務をもつ、日本独自の組織であると批判してきました。規制委は、この間、これらの批判をどのように受け止めてきましたか？

#### IV、原発の再稼働について

- ①、福島原発事故をめぐる諸問題について何ら基本的に解決をしていない状況で、国と電力会社は原発の再稼働へ暴走するなんてことはあり得ないことです。事故をめぐる諸問題の解決への取り組みが、事故加害者の本来の責務ではないですか？ 原発の再稼働は、福島事故以前より、無責任体制のもとでの再稼働であり、「次の重大事故も日本!？」の恐れ強いものです。

これは、私たちが福島原発を経験した実感です。規制委は、この住民感情を共有しますか？

- ②、規制委の新規性基準(新基準)の適合性検査を合格したからといって、安全の担保はありません。新基準は、福島原発事故の検証にもとづくものではありません。新基準は、免震重要棟設置などを指摘しますが、即時設置は義務づけられていません。新基準は、原子力災害対策、避難計画などを適合性審査の対象としていません。新基準は、ヨーロッパ型軽水炉の「コア・キャッチャー(燃料溶融物のセラムミック受け皿)」の設置を要求していません。新基準は、世界有数の地震国として最大規模の超巨大地震(南海トラフ・琉球トラフ連動)、火山国として最大規模のカルデラ型噴火に対する想定はなされていません。

規制委は「世界一の厳しい基準」といっていますが、日本での原発立地が世界一危険なのですから、本来はそうあるべきものです。実際には「安全神話」をふりまき事故を招きました。規制委の「世界一の厳しい基準」論は新たな「安全神話」です。

これらのことは、これまで規制委に申し入れてきたことですが、規制委の回答を改めて要求します。

- ③、米山隆一新潟県知事は、原発事故の原因究明、事故の健康・生活への影響、避難計画の三つの検証委員会をスタートさせ、三つの検証を強調しています。これらのことは、本来、規制委が率先して取り組むべきことです。
- ④、高レベル放射性廃棄物の最終処分場選定に向けて「科学特性マップ」が発表されましたが、地球深部は未知の領域が多い上に、「マップ」には今日の科学の到達点さえ反映されないずさんなものです。もともと、これは放射性廃棄物の処理・処分の見通しなく、原発開発に「見切り発車」した国と電力会社の歴史的責任が改めて問われる問題です。原発の再稼働は、放射性廃棄物に対する国と電力会社の責任が問われる問題です。このままでは「毒食わば皿まで」式の無責任さが指摘されますが、規制委は、この説明責任をどう果たすつもりですか？ 私たちは、原発の再稼働を直ちにやめることを要求します。

#### V、事故対応費、廃炉費用の国民負担について

国は昨年末、事故対応費21.9兆円のうち15.9兆円を東電の負担や国がもつ東電株の売却益で賄う枠組みをまとめました。原賠・廃炉機構の事故対応費の枠組みは、基本は東電の請求にもとづいて国が同機構を通じて東電に交付し、東電が被害者に支払うとされます。国からの交付額は東電と他の原子力業者が一般負担金として、東電は特別負担金としても返済しています。

- ①、この負担金の中身ですが、同機構は事故対応費は本来、事前に措置すべきものであったが、それを怠っていたから事後分として電気料金で「後取り」とするという前代未聞のものです。事業者が「怠っていた」のではなく、国が原子力損害賠償法成立時、原子力災害の被害額の試算を行い、それが当時の国家予算相当額であることを承知しながら、国会審議でもその事実を隠して、措置額を「1事業者当たり50億円(現在1.200億円)」と意図的に低額とした歴史的「詐欺行為」が背景にあり、この社会的責任が改めて問われるものです。規制委は、この経過を認めますか？
- ②、事故対応費は電気料金として国民負担。また「国が前面に出る」とした事故対策費は税金から支払われます。つまり、事故対応費はすべて国民負担とされています。規制委は、認識上、これを認めますか？
- ③、廃炉費用についても事情は基本的に同じです。
- ④、原発開発は「国策民営」という国と電力の責任のなすり合う無責任体制で推進されましたが、この事故対応費、廃炉費の構造にも悪しき無責任体制が貫通しています。規制委は、認識上、これを認めますか？

(以上)

なお、電気事業連合会への「申し入れ」は省略します。